

# 水質汚濁防止法の手引

令和7年9月

横浜市 みどり環境局  
水・土壤環境課

## 目次

1	水質汚濁防止法の概要	1
(1)	目的	1
(2)	対象となる事業場	1
(3)	規制の概要	2
2	特定施設等及び有害物質貯蔵指定施設に係る届出と手続き	3
(1)	届出の流れ	3
(2)	届出の要・不要（設置届出の場合）	4
(3)	届出一覧	5
(4)	添付書類	5
(5)	届出方法及び記載上の注意	6
(6)	提出方法	6
(7)	提出先	6
3	排水基準等について	7
4	地下浸透未然防止のための構造基準等について	8
(1)	有害物質の地下浸透の未然防止について	8
(2)	対象施設	8
(3)	構造等に関する基準が適用される範囲	8
(4)	構造等に関する基準について	9
(5)	使用の方法と管理要領	12
(6)	定期点検・記録	12
5	総量規制基準	13
(1)	総量規制の対象者	13
(2)	届出の内容	13
(3)	汚濁負荷量の測定・記録	13
6	排出水の測定義務等について	14
(1)	測定対象項目	14
(2)	測定方法	14
(3)	測定結果の記録・保存	14
7	事故時の措置	15
(1)	対象となる事故	15
(2)	応急措置	15
(3)	市への届出	15
8	罰則等	17
9	特定施設一覧表	18

## (1) 目的

工場や事業場から公共用水域(<sup>\*1</sup>)に排出される水の排出と地下に浸透する水の浸透を規制することや、生活排水対策の実施を推進することなどにより、公共用水域や地下水の水質の汚濁防止を図り、それによって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的としています。

また、工場や事業場から排出される汚水や廃液について人の健康に係る被害が生じた場合の事業者の損害賠償について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的としています。

## (2) 対象となる事業場

・排出水(<sup>\*8</sup>)の規制

特定施設(<sup>\*2</sup>)を設置する事業場(特定事業場(<sup>\*3</sup>))で、公共用水域に水(雨水を含む)を排出する事業場

## ・地下水汚染の未然防止対策

- ① 特定事業場で、有害物質(<sup>\*5</sup>)を製造・使用・処理する特定施設を設置する事業場
- ② 有害物質を貯蔵する施設(有害物質貯蔵指定施設)を設置する事業場

## ・事故時の措置

特定施設、指定施設(<sup>\*6</sup>)、貯油施設等(<sup>\*7</sup>)を設置する事業場(事故時の措置に関する規定のみ)

## ・その他

事業活動に伴う汚水等が生じる全ての事業者(事業者の責務に関する規定のみ)

## 用語解説

\*1【公共用水域】河川、海域などの公共の用に供される水域及びこれに接続する溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路

\*2【特定施設】水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設→詳細は18ページ

\*3【特定事業場】特定施設(指定地域内特定施設(<sup>\*4</sup>)を含む)を設置する工場又は事業場

\*4【指定地域内特定施設】東京湾又は東京湾に接続し流入する公共用水域に排水する処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽

\*5【有害物質】人の健康に被害を生じるおそれのある物質として法で定める物質→詳細は4ページ

\*6【指定施設】有害物質(4ページ参照)を貯蔵し、若しくは使用し、又は指定物質(16ページ参照)を製造・貯蔵・使用若しくは処理する施設

\*7【貯油施設等】油(原油・重油・潤滑油・軽油・灯油・揮発油・動植物油)の貯蔵をする施設又は油水分離施設

\*8【排出水】特定事業場から公共用水域に排出される水

### (3) 規制の概要

①特定施設・有害物質貯蔵指定施設の設置・変更・廃止の届出（法第5・7・10条）

特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置・廃止する場合、構造等を変更する場合等に届け出なければなりません。



詳しくは3ページをご覧ください。

②排水基準の遵守（法第12条）

特定事業場は、排出口において排水基準に適合しない排出水を排出してはいけません。



詳しくは7ページをご覧ください。

③排出水の測定・記録（法第14条）

特定事業場は、排出水の汚染状態を年1回以上測定し、測定結果を3年間保管しなければなりません。



詳しくは14ページをご覧ください。

④有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設における構造基準の遵守（法第12条の4）・定期点検の実施（法第14条）

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を有する事業場は、構造基準を遵守し、管理要領を定め、定められた頻度で定期点検を行い、点検結果を3年間保管しなければなりません。



詳しくは8ページをご覧ください。

⑤総量規制基準の遵守（法第12条の2）

東京湾又は東京湾に接続し流入する河川及び水路に平均水量 50 m<sup>3</sup>/日以上排水する特定事業場は、総量規制基準を遵守しなければなりません。



詳しくは13ページをご覧ください。

⑥事故時の応急措置・届出（法第14条の2）

事業場において事故が発生し、有害物質や指定物質、油を含む水等が排出されることにより人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれがある時は、応急の措置を講じ、その事故の状況及び講じた措置の概要を届け出なければなりません。



詳しくは15ページをご覧ください。

⑦有害物質の地下浸透防止（法第12条の3）

有害物質を含む水を地下に浸透させてはいけません。

⑧事業者の責務規定（法第14条の4）

事業者は、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出や地下への浸透の状況を把握し、その汚水又は廃液による公共用水域や地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

⑨報告及び検査（法第22条）

事業場において規制基準の遵守のための規定が適正に運用されているか確認するため、特定施設の状況や汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求める、又は市職員により立入検査を実施することがあります。

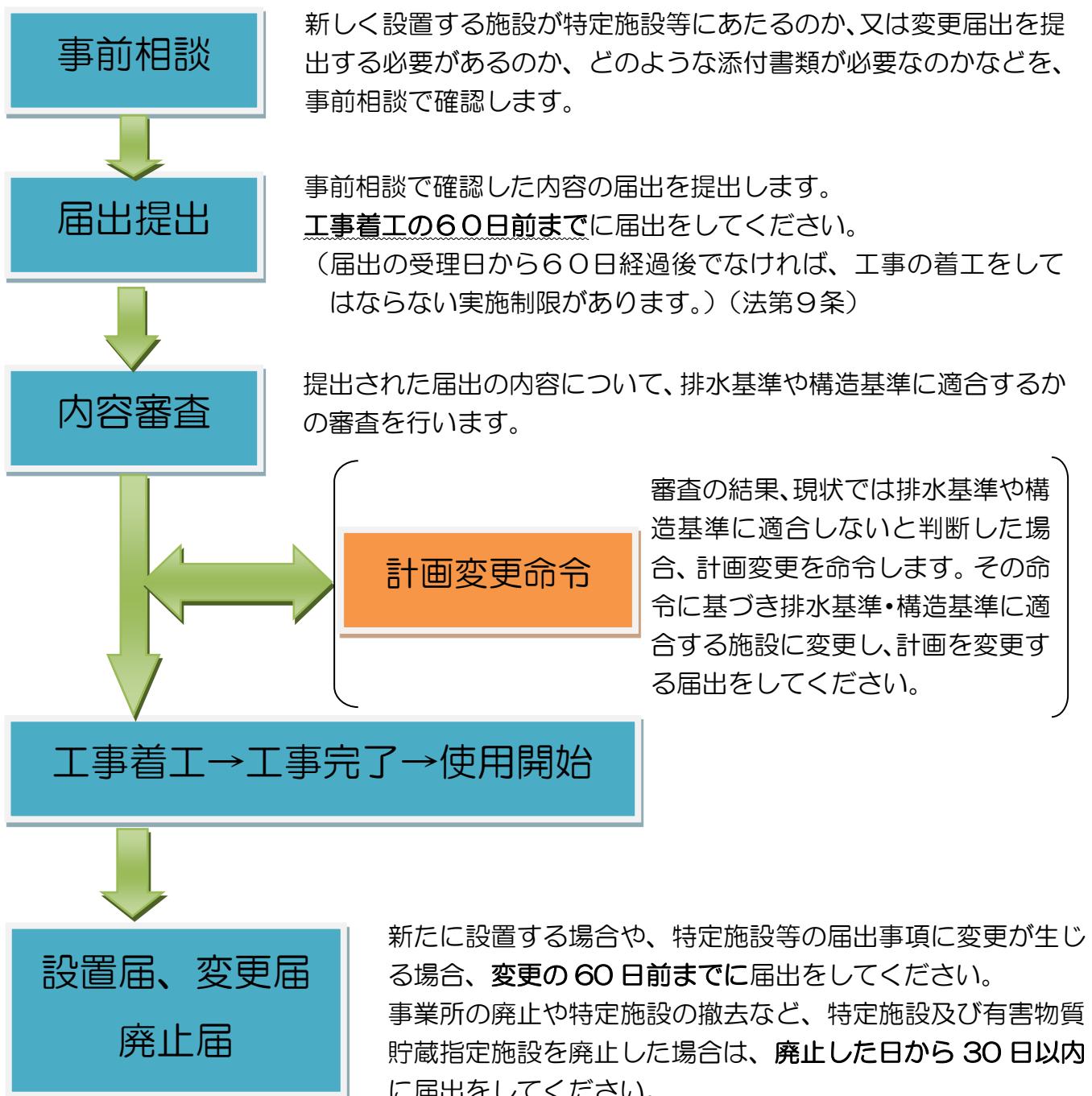
## 2

## 特定施設及び有害物質貯蔵指定施設に係る届出と手続き

### (1) 届出の流れ（設置・変更届の場合について）

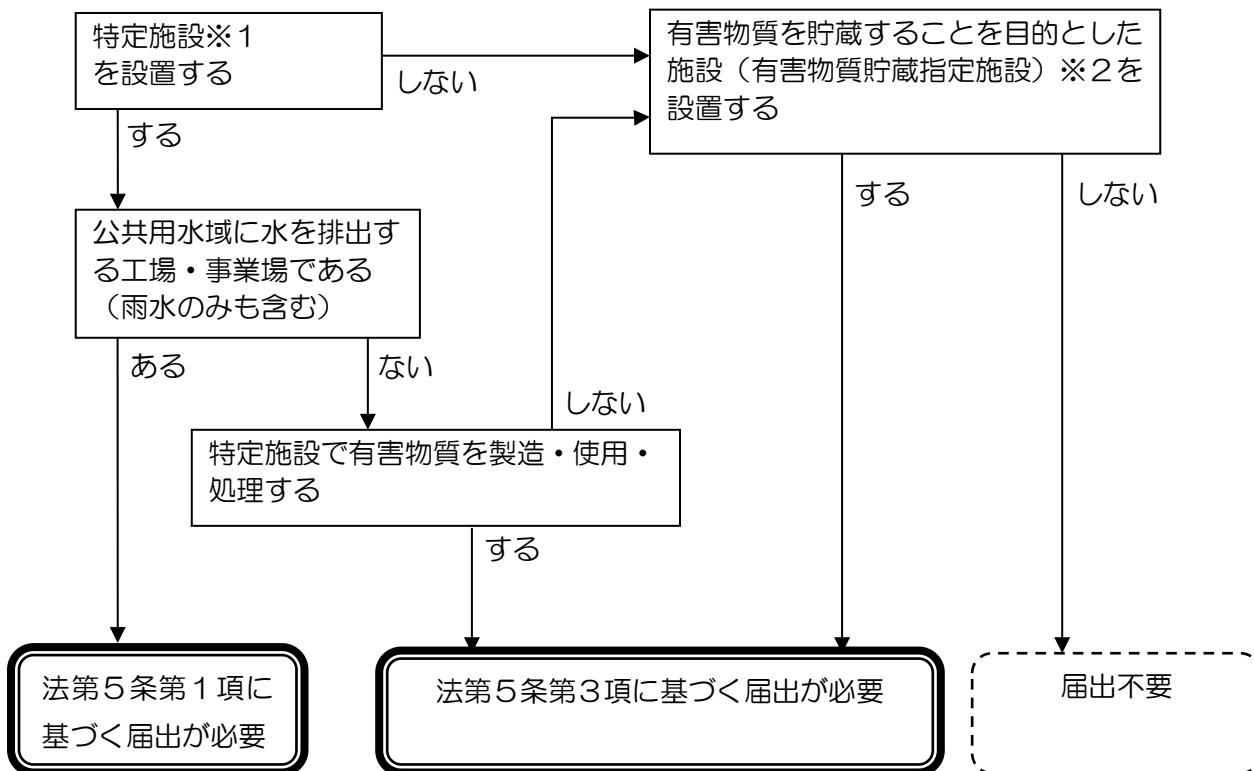
特定施設・有害物質貯蔵指定施設（以下、「特定施設等」という。）を設置したい場合の手続きの流れは次のとおりです。

特定施設等の設置や変更については、工事着工の60日前までに届出する必要がありますので、余裕をもってご相談ください。



## (2) 届出の要・不要（設置届出の場合）

以下のフローで届出の要・不要をご確認ください。



特定施設の構造変更や排水の水質・水量を変更等する場合、変更届出が必要となります。また、特定施設を廃止する場合、廃止届出が必要となります。詳細はご相談ください。

※1 特定施設とは、水質汚濁防止法施行令別表第1（18ページ参照）の施設のことです。施設内で循環使用等により系外に全く汚水を排出しない施設以外のもので、汚水や廃液が排出される施設のことを示します。

※2 有害物質貯蔵指定施設とは、有害物質を貯蔵する施設のうち、有害物質を含む液体を地下に浸透するおそれのある施設で、有害物質を含む液状のものを貯蔵する施設のことを示します。

＜施設とは、一定期間一定の場所に設置されているもののことです。＞

### 有害物質一覧（水質汚濁防止法施行令第2条）

1 カドミウム及びその化合物	10 テトラクロロエチレン	20 シマジン
2 シアン化合物	11 ジクロロメタン	21 チオベンカルブ
3 有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及びEPNに限る)	12 四塩化炭素	22 ベンゼン
4 鉛及びその化合物	13 1,2-ジクロロエタン	23 セレン及びその化合物
5 六価クロム化合物	14 1,1-ジクロロエチレン	24 ほう素及びその化合物
6 硒素及びその化合物	15 1,2-ジクロロエチレン	25 ふっ素及びその化合物
7 水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	16 1,1,1-トリクロロエタン 17 1,1,2-トリクロロエタン	26 アンモニア、アンモニウム 化合物、亜硝酸化合物、硝酸 化合物
8 ポリ塩化ビフェニル（PCB）	18 1,3-ジクロロプロペン	27 塩化ビニルモノマー (クロロエチレン)
9 トリクロロエチレン	19 チウラム	28 1,4-ジオキサン

### (3) 届出一覧

種類	根拠法令	届出内容	届出の期限
設置届	第5条 第1項	特定施設を新設する場合（公共用水域へ水を排出している場合に限る。雨水も含む）	設置する60日前まで
	第5条 第3項	有害物質使用特定施設（公共用水域へ水を排出していない場合に限る）及び有害物質貯蔵指定施設を新設する場合	設置する60日前まで
使用届	第6条 第1項	届出対象でなかった施設が新たに特定施設等に指定された際、現にその施設を設置している場合	施行日から30日以内
構造等変更届	第7条	施設の構造及び設備の変更、使用の方法の変更、排水処理施設の変更、汚染状態及び量の変更等がある場合	変更する60日前まで
氏名等変更届	第10条	届出に係る氏名、名称、住所、法人代表者等の変更があった場合	変更日から30日以内
使用廃止届	第10条	特定施設等を廃止した場合	廃止日から30日以内
承継届	第11条 第3項	特定施設等を承継した場合	変更日から30日以内
汚濁負荷量測定手法届	第14条 第3項	汚濁負荷量の測定を開始する又は測定方法を変更する場合	あらかじめ

### (4) 添付書類

		添付書類	内容
1	<input type="checkbox"/>	案内図	事業場の場所がわかる地図と敷地全体がわかる平面図（建物配置図など）
2	<input type="checkbox"/>	特定施設等の設置場所	設置場所を明記した平面図（外構図、各階図など）
3	<input type="checkbox"/>	特定施設等を含む操業の系統	作業工程中の特定施設の役割がわかるフロー図など
4	<input type="checkbox"/>	特定施設等の構造図	仕様書やカタログ、取扱説明書、写真等
5	<input type="checkbox"/>	特定施設等で使用する原材料等	使用する原材料等の成分表・SDS（※）等
6	<input type="checkbox"/>	有害物質使用特定施設等の本体が設置される床面及び周囲に関する資料	基準に適合することを示す床面の構造仕様書・カタログ等、流出防止措置の資料
7	<input type="checkbox"/>	有害物質使用特定施設等に付帯する設備の構造、配置	基準に適合することを示す配管・排水溝等の構造図面・カタログ等、配置を表す平面図や建物断面図
8	<input type="checkbox"/>	有害物質使用特定施設等の使用方法	有害物質使用特定施設等の使用方法に関する基準で定められた管理要領・点検表
9	<input type="checkbox"/>	汚水等の処理施設までの導水の方法	特定施設から処理施設までの排水管平面図など
10	<input type="checkbox"/>	汚水等の処理施設の設置場所	設置場所を明記した平面図（外構、各階図など）
11	<input type="checkbox"/>	汚水等の処理の系統	処理の系統図（フローシート）
12	<input type="checkbox"/>	汚水等の処理施設の能力	水処理設計計算書や処理水質の根拠となる資料
13	<input type="checkbox"/>	汚水等の処理施設の構造図	設備配置図、仕様書やカタログ、写真等
14	<input type="checkbox"/>	用水及び排水の系統図	用水（上水・工業用水等）及び排水（生活排水・工程排水・雨水排水等）の経路を明記した平面図及び断面図
15	<input type="checkbox"/>	水バランスシート	用水と排水の量と流れがわかるフロー図
16	<input type="checkbox"/>	有害物質の搬入及び搬出の系統	搬入及び搬出の系統図（フローシート）など

※SDSとは、「安全データシート（Safety Data Sheet）」のことです。化学物質の性状や取扱いに関する情報を記載しているものです。

## (5) 届出方法及び記載上の注意

- ①届出をする際は、届出書と添付書類が必要です。対象となる届出は（3）届出一覧、必要な添付書類は（4）添付書類をご覧ください。
- ②提出部数は2部（1部提出用1部控え）必要です。
- ③情報公開制度に基づき、原則全て公開の対象となります。非開示とする特許案件、技術ノウハウは明示してください。

○様式は横浜市のホームページで[ダウンロード](#)できます。

ホームページには記載例もありますので、参考にしてください。

検索サイトで **横浜市 水質汚濁防止法 届出** と検索してください。

○国で定める様式を使用しての届出も可能です。

## (6) 提出方法

届出の提出は次の3通りの方法が可能です。

- ①横浜市電子申請・届出システム
- ②窓口へ持参
- ③郵送

○横浜市電子申請・届出システムや郵送で提出される場合は、必ず事前に電話やメールにて相談をお願いします。届出の受付が円滑になります。

○横浜市電子申請・届出システムは[こちら](#)です。

事業者向け手続きのサイト内のキーワード検索で **水質汚濁** と検索してください。

※初めて利用される際には、利用者登録が必要です。

○郵送で提出される場合には、返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

控えの書類を返送します。

## (7) 提出先

横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎 27階

横浜市みどり環境局水・土壤環境課 水質担当

045-671-2489

浄化槽のみを設置する場合は資源循環局事業系廃棄物対策部事業系廃棄物対策課

（671-2547）への届出になります。詳細はお問合せください。

## 3

## 排水基準等について

有害物質(健康項目)	
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L 以下
シアノ化合物	1 mg/L 以下
有機燐化合物	0.2 mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下
六価クロム化合物	0.2 mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロパン	0.02 mg/L 以下
チウラム	0.06 mg/L 以下
シマジン	0.03 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下
ベンゼン	0.1 mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下
ほう素及びその化合物	海域以外 10【海域 230】mg/L 以下
ふつ素及びその化合物	海域以外 8【海域 15】mg/L 以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 100 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下
その他の項目(生活環境項目)	
水素イオン濃度(pH)	5.8 以上 8.6 以下
生物化学的酸素要求量(BOD)(海域には適用しない)	25(日間平均 20)[60(日間平均 50)]mg/L 以下(※)
化学的酸素要求量(COD)(河川には適用しない)	25(日間平均 20)[60(日間平均 50)]mg/L 以下(※)
浮遊物質量(SS)	70(日間平均 40)[90(日間平均 70)]mg/L 以下(※)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	5mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	5[10]mg/L 以下
フェノール類含有量	0.5 mg/L 以下
銅含有量	1[3]mg/L 以下
亜鉛含有量	1[2]mg/L 以下
溶解性鉄含有量	3[10]mg/L 以下
溶解性マンガン含有量	1 mg/L 以下
クロム含有量	2 mg/L 以下
大腸菌数	日間平均 800CFU/ml 以下(※)
窒素含有量	別に定める(※)
燐含有量	別に定める(※)

一部の項目は経過措置として、一部の業種に限り一定期間、水質汚濁防止法に基づく暫定基準等が設定されています。

生活環境項目(水素イオン濃度(pH)以外)の排水基準は1日あたりの平均的な排出水量が50m<sup>3</sup>以上の事業場に適用します。

[ ]内の排水基準は、昭和46年11月1日より前に設置されたものに適用されます。また、昭和46年11月1日より前より建設工事中のものも含みます。

※ 設置施設、設置時期等で定められています。詳しくはホームページをご覧いただくかお電話等でお問い合わせください。

## 4

# 地下浸透未然防止のための構造基準等について

## (1) 有害物質の地下浸透の未然防止について

有害物質を製造、使用、処理する特定施設及び有害物質貯蔵指定施設は、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準（以下「構造等に関する基準」という。）を遵守しなければなりません。（平成24年6月施行）

環境省のホームページに地下水汚染の未然防止のマニュアル等が掲載されています。

インターネットで **環境省 地下水汚染 未然防止** と検索してください。

## (2) 対象施設

### ① 有害物質使用特定施設

有害物質を製造、使用又は処理する特定施設

### ② 有害物質貯蔵指定施設

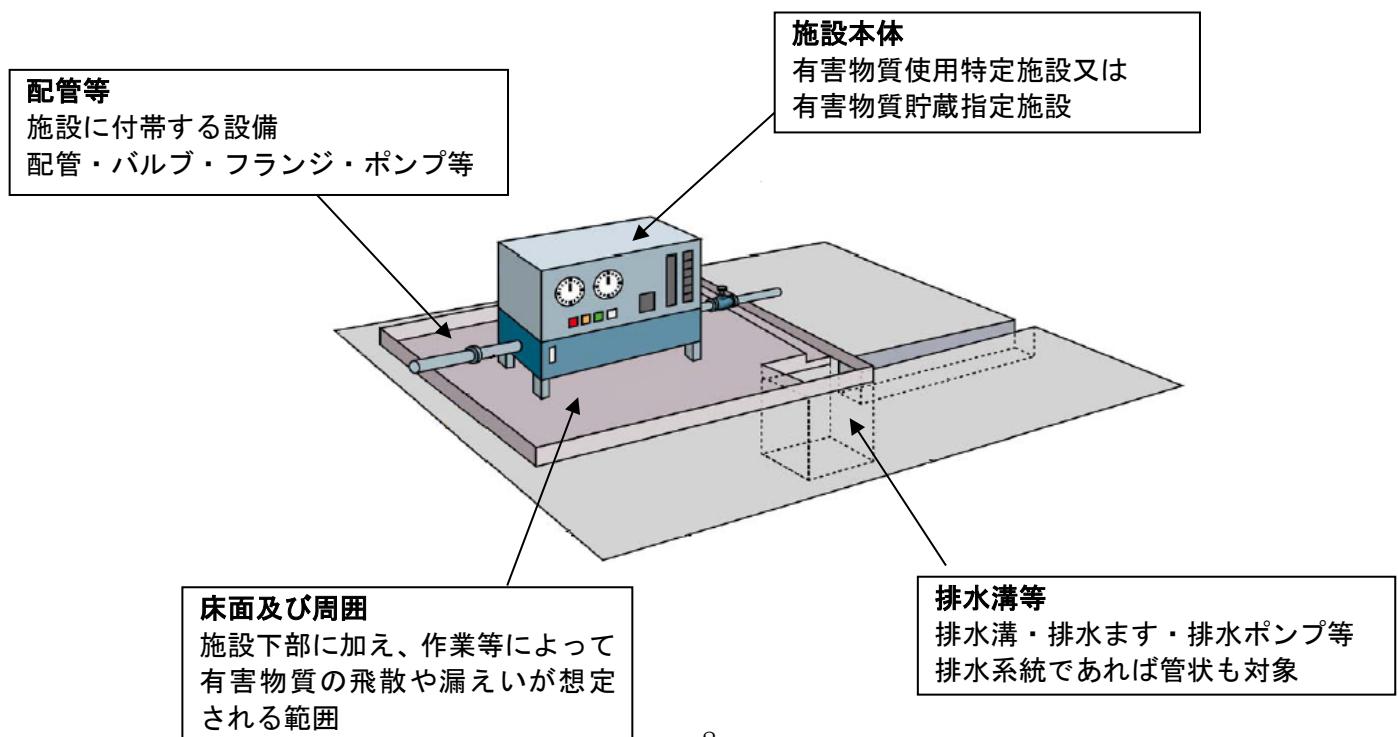
有害物質を含む液状のものを貯蔵する施設

※有害物質は、カドミウム等28物質（詳細は4ページの一覧表を参照）

## (3) 構造等に関する基準が適用される範囲

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設について、構造、設備及び使用の方法に関する基準及び定期点検を定めています。

- 施設本体（原則点検のみ）
- 施設の設置場所の床面及び周囲
- 施設本体に付帯する配管等
- 施設本体に付帯する排水溝等



## (4) 構造等に関する基準について

地下浸透を未然に防止するための構造基準として、A 基準と B 基準の2段階の基準を設けています。

### ● A 基準

新設の施設を対象とした構造等に関する基準。基準の内容に応じて設定される定期点検を実施し、基準に適合していることを確認します。

### ● B 基準（※平成24年5月31日以前に設置された施設のみに適用できます）

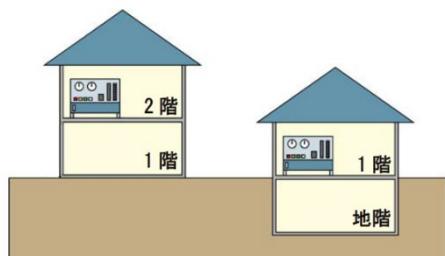
既設の施設を対象とした構造等に関する基準。点検頻度を高める等、基準の内容に応じて定期点検の内容を A 基準に対応するものよりも充実した内容とすることを基本としています。

構造等に関する基準及び定期点検の方法は、施設の設置場所の床面及び周囲、施設本体に付帯する配管等、施設本体に付帯する排水溝等に対して定められています。本手引では、①床面及び周囲、②地上配管、③地下配管、④排水溝等、⑤地下貯蔵施設について A 基準及び B 基準について表にまとめています。

### ① 床面及び周囲に係る構造基準と点検項目

基準	構造基準	定期点検項目	点検の回数	
A 基準	I	<ul style="list-style-type: none"><li>有害物質を含む水が地下へ浸透することを防止する不浸透性材料による床面構造（必要に応じて耐薬品性、不浸透性を有する材質で追加被覆）</li><li>有害物質を含む水が施設周囲から外へ流出することを防止するための防液堤、側溝、ためます、ステンレス鋼の受け皿等の設置</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>床面のひび割れ等の異常の有無</li><li>防液堤等のひび割れ等の異常の有無</li></ul>	1年に1回以上
	II	Iと同等以上の措置	措置に応じた点検	措置に応じた頻度
	III	施設が設置されている床下への漏えいの有無を目視により容易に確認できる（※下図を参照）	<ul style="list-style-type: none"><li>床の下への漏えいの有無</li></ul>	月1回以上で適切な回数
B 基準	IV	<p>＜施設下部に点検可能な空間がない場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>施設下部以外 I に適合</li><li>施設本体からの漏えいを確認できる措置（漏えいを検知する装置の配置又は同等以上の措置）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>床面のひび割れ等の異常の有無</li><li>防液堤等のひび割れ等の異常の有無</li></ul>	1年に1回以上
	V	<p>＜施設下部に点検可能な空間がある場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>施設下部以外 I に適合</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>施設本体のひび割れ等の異常の有無</li><li>施設本体からの漏えいの有無</li></ul>	<p>1年に1回以上</p> <p>1か月に1回以上</p>

＜※下部階からの確認について＞



「床下への漏えいの有無を目視により容易に確認ができる」とは、施設を設置した下部階が日常の事業活動等において人が目視で容易に点検できる状態になっている場合を指します。

下部階が、他事業場であったり、倉庫であったりする場合は該当しません。

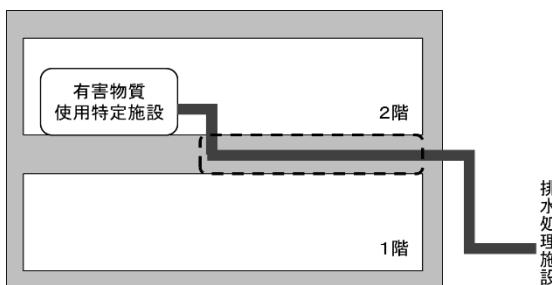
## ② 地上配管の構造基準と点検項目（有害物質を含む水が通る部分に限る）

基準	構造基準	定期点検項目	点検の回数
A 基準	I	<ul style="list-style-type: none"> <li>漏えい防止に必要な強度を有すること</li> <li>容易に劣化するおそれのないもの</li> <li>(必要に応じて) 外面の腐食防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配管等の異常の有無</li> <li>配管等からの漏えいの有無</li> </ul>
	II	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面から離れて設置され、漏えいが目視により容易に確認できること</li> </ul>	えいの有無
B 基準	III	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視により確認できること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配管等の異常の有無</li> <li>配管等からの漏えいの有無</li> </ul>

## ③ 地下配管の構造基準と点検項目（有害物質を含む水が通る部分に限る）

基準	構造基準	定期点検項目	点検の回数
A 基準	I	<ul style="list-style-type: none"> <li>トレーンチ内に設置</li> <li>トレーンチの底面及び側面が、不浸透性材料によること（必要に応じて被覆）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配管等の異常の有無</li> <li>配管等からの漏えいの有無</li> <li>トレーンチの側面及び底面の異常の有無</li> </ul>
	II	<ul style="list-style-type: none"> <li>漏えい防止に必要な強度を有すること</li> <li>容易に劣化するおそれのないもの</li> <li>(必要に応じて) 外面の腐食防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配管等の内部の気圧や水位の確認又はこれと同等以上の方法による漏えい等の有無</li> </ul>
	III	I 又は II と同等以上の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置に応じた点検</li> </ul>
B 基準	IV	<ul style="list-style-type: none"> <li>トレーンチ内に設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配管等の異常の有無</li> <li>配管等からの漏えいの有無</li> <li>トレーンチの側面及び底面の異常の有無</li> </ul>
	V	<ul style="list-style-type: none"> <li>漏えい等の有無を確認できる措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>漏えい等の有無</li> </ul>
	VI	IV 又は V と同等以上の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置に応じた点検</li> </ul>

〈床下配管の扱いについて〉



点線で囲われた部分は床下にもぐっていますが、下部階から有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるよう設置されることから、地上配管として扱うことが可能です。

#### ④ 排水溝等の構造基準と点検項目（有害物質を含む水が通る部分に限る）

基準	構造基準		定期点検項目	点検の回数
A 基準	I	・地下浸透防止に必要な強度を有すること ・容易に劣化するおそれのないもの ・(必要に応じて)耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること	・排水溝等の異常の有無	1年に1回以上
	II	Iと同等以上の措置	措置に応じた点検	措置に応じた頻度
B 基準	III	・地下浸透の有無を確認できる措置	・排水溝等の異常の有無 ・地下浸透の有無	6か月に1回以上 1か月に1回以上
	IV	IIIと同等以上の措置	・措置に応じた点検	措置に応じた頻度

#### 〈有害物質を含まない水と判断する基準について〉

有害物質が付着した器具等を何度か洗浄し、廃液を別容器等に回収することにより、洗浄施設からの排水中の有害物質濃度を下表の濃度未満にできる場合には、それ以降の洗浄水については有害物質が含まれない水と判断することができます。その場合、排水溝等については、有害物質が流れないと構造基準及び定期点検は適用されません。

（※洗浄施設本体、床面及び周囲については、構造基準及び定期点検の対象となります。）

#### 〈有害物質が検出されないとみなされる濃度〉

有害物質の種類	濃度	有害物質の種類	濃度
1 カドミウム及びその化合物	0.001mg/ℓ未満	15 1,2-ジクロロエチレン	ジ体・トランス体それぞれについて 0.004 mg/ℓ未満
2 シアン化合物	0.1 mg/ℓ未満	16 1,1,1-トリクロロエタノ	0.0005mg/ℓ未満
3 有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及びEPNに限る)	0.1 mg/ℓ未満	17 1,1,2-トリクロロエタノ	0.0006 mg/ℓ未満
4 鉛及びその化合物	0.005 mg/ℓ未満	18 1,3-ジクロロプロペン	0.0002mg/ℓ未満
5 六価クロム化合物	0.01 mg/ℓ未満	19 チウラム	0.0006mg/ℓ未満
6 硒素及びその化合物	0.005 mg/ℓ未満	20 シマジン	0.0003mg/ℓ未満
7 水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.0005 mg/ℓ未満	21 チオベンカルブ	0.002 mg/ℓ未満
8 ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.0005 mg/ℓ未満	22 ベンゼン	0.001 mg/ℓ未満
9 トリクロロエチレン	0.002 mg/ℓ未満	23 セレン及びその化合物	0.002 mg/ℓ未満
10 テトラクロロエチレン	0.0005 mg/ℓ未満	24 ほう素及びその化合物	0.2 mg/ℓ未満
11 ジクロロメタン	0.002 mg/ℓ未満	25 ふっ素及びその化合物	0.2 mg/ℓ未満
12 四塩化炭素	0.0002 mg/ℓ未満	26 アンモニア、アンモニウム 化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物	アンモニア性窒素 0.7 mg/ℓ 未満：亜硝酸性窒素 0.2 mg/ℓ未満：硝酸性窒素 0.2 mg/ℓ未満
13 1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/ℓ未満	27 塩化ビニルモノマー (クロロエチレン)	0.0002 mg/ℓ未満
14 1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/ℓ未満	28 1,4-ジオキサン	0.005 mg/ℓ未満

※上の表は、水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法(平成元年8月21日環境庁告示39)を基に作成しています。

## ⑤ 地下貯蔵施設の構造基準と点検項目

基準	構造基準	定期点検項目	点検の回数	
A 基準	I	・タンク室内、二重殻構造又は漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質 ・(必要に応じて) 外面の腐食防止 ・内部の水の量を表示する装置等、内容量を確認できる措置	・地下貯蔵施設の内部の気圧や水位の確認又はこれと同等以上の方法による漏えい等の有無	1 年に 1 回以上 ※ただし同等以上の方法の場合適切な回数
	II	I と同等以上の措置	措置に応じた点検	措置に応じた頻度
B 基準	III	・内部の水の量を表示する装置等、内容量を確認できる措置 ・漏えい等の有無を確認できる措置	・漏えい等の有無の確認	1 カ月に 1 回以上
	IV	・内部の水の量を表示する装置等、内容量を確認できる措置 ・漏えい等の防止のため、内部にコーティング	・地下貯蔵施設の内部の気圧や水位の確認又はこれと同等以上の方法による漏えい等の有無	1 年に 1 回以上
V	III 又は IV と同等以上の措置	措置に応じた点検	措置に応じた頻度	

## (5) 使用の方法と管理要領

作業及び運転を行う際、有害物質が地下に浸透したり、周囲に飛散したり、流出したりしないような方法で行うよう以下の使用の方法を定めています。

これらの規定に適切に対応するため、点検方法や回数を定めた管理要領を定める事としています。

- 有害物質を含む水の受け入れ、移し替え、分配の作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、地下に浸透しない方法で行うこと
- 有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等、施設の運転を適切に行うこと
- 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講じるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること

## (6) 定期点検・記録

構造基準が適用される施設の構造等について、目視等の方法により定期点検を実施し、その結果を記録し、3年間保存しなければなりません。(なお、環境省の土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドラインにおいて、土壤汚染のおそれの区分の分類において活用することが想定される場合には、点検記録を3年間に限らず保存していることが望ましいとされています。)

## 5

# 総量規制基準

東京湾のように閉鎖的になっている水域は、人口・産業の集中等によって汚濁負荷が著しく高くなってしまいます。そのため、濃度規制に加え総量規制を設けています。

具体的には、東京湾を指定水域とし、「化学的酸素要求量（COD）・窒素・磷」の水質環境基準を確保するため、東京湾に流入する汚濁負荷の総量を計画的かつ段階的に削減しようとする制度です。

## （1）総量規制の対象者

東京湾又は東京湾に接続し流入する公共用水域に排水する特定事業場（指定地域内事業場）のうち、日平均排出水量 50 m<sup>3</sup>以上

## （2）届出の内容

- ①排出水の排水系統別の汚染状態及び量の届出（法第6条第3項）  
(指定地域内事業場のうち、日平均排出水量 50 m<sup>3</sup>未満のものに対しても適用)
- ②汚濁負荷量 (\*<sup>9</sup>) の測定手法の届出（法第14条第3項）

## （3）汚濁負荷量の測定・記録

特定排出水 (\*<sup>10</sup>) の汚濁負荷量を所定の測定方法及び測定頻度で測定し、その結果を所定の様式に記入して3年間保存しなければなりません。また、汚濁負荷量等を把握するため、排出水量に応じて定期的な報告をお願いしています。報告の様式はホームページに掲載しています。

汚濁負荷量の測定は、特定排出水の化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量、磷含有量の濃度及び特定排出水量について計測し、特定排出水の1日あたりの汚濁負荷量を算定します。

測定頻度については、日平均排出水量の規模に応じて以下のように定められています。

日平均排出水量 (m <sup>3</sup> )	測定回数
400 以上	毎日
200 以上～400 未満	7日に1回以上
100 以上～200 未満	14日に1回以上
50 以上～100 未満	30日に1回以上

※測定回数及び測定方法について、知事が測定等に係る例外規定を定めています。

## 用語解説

\* 9 【汚濁負荷量】 河川等を汚濁する物質の総量をいい、汚濁負荷量＝物質の濃度×排水量によって計算します。総量規制における汚濁負荷量とは、COD、窒素、磷それぞれについて濃度に特定排出水量を乗じて計算される値のことです。

【算定式：汚濁負荷量 (kg/日) = 濃度 (mg/L) × 排水量 (m<sup>3</sup>/日) ÷ 1,000】

\* 10 【特定排出水】 事業場から排出される排出水のうち、間接冷却水等の汚濁負荷が増加しないものを除いた水

## 6

# 排出水の測定義務等について

特定施設を設置している事業場は、排出水を測定し、その結果を記録し、保存しなければなりません。

## (1) 測定対象項目

排水基準が定められている事項のうち、特定施設設置（使用、変更）届出書の「排出水の汚染状態及び量」を記載する欄により届け出た項目

## (2) 測定方法

### ① 測定頻度

年1回以上

※ただし、旅館業（温泉を利用するものに限る）に属する特定事業場については、一部の測定項目について3年に1回以上と定められています。

（参考）横浜市生活環境の保全等に関する条例により、1日あたりの排水の量が300m<sup>3</sup>以上の事業所について、毎月1回以上の排水の汚染状態及び量の測定を義務付けています。また、1日あたりの排水の量が300m<sup>3</sup>未満であっても、**自主的な**毎月1回以上の排水の汚染状態及び量の測定をお願いしています。

### ② 測定時期及び時刻

測定しようとする排出水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取してください。

## (3) 測定結果の記録・保存

① 測定記録は、水質測定記録表（様式第8）により記録してください。

② 保存期間は3年間

※事業者自らが測定を行う場合は、水質測定記録表に加え、測定に伴い作成したチャートその他の資料を、計量法登録を受けた者に委託する場合は計量証明書を3年間保存してください。

## 様式第8（第9条関係）

### 水質測定記録表

排出水の汚染状態（特定地下浸透水の汚染状態）

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設 の使用状 況	採水者	分析者	測定項目		備考
	名 称	排 水 量 (m <sup>3</sup> / 日)						

備考 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。

2 排出水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。

事故が起きてしまった場合、被害が広がらないように応急措置をとり、市へ事故の概要等について届出をしてください。

### （1）対象となる事故

- ① 特定事業場（1ページの\*3参照）における事故で、有害物質（4ページの一覧表参照）を含む水又は生活環境項目（\*11）について排水基準に適合しないおそれのある水を公共用海域へ排出するか又は地下浸透させた場合
- ② 指定事業場（\*12）における事故で、有害物質又は指定物質（16ページの一覧表参照）を含む水を公共用海域へ排出するか地下浸透させた場合
- ③ 貯油事業場等の貯油施設・油水分離施設を設置する事業場における事故で、油を含む水を公共用海域へ排出するか又は地下浸透させた場合

### （2）応急措置

（1）に掲げる事故が起きてしまった場合、ただちに引き続く有害物質、指定物質又は油を含む水、若しくは生活環境項目の排水基準に適合しない水の排出や地下浸透の防止のための応急措置を講じなければなりません。

### （3）市への届出

事故発生後、応急の措置を講じるとともに速やかに市へ事故の状況及び講じた措置の概要を届け出なければなりません。

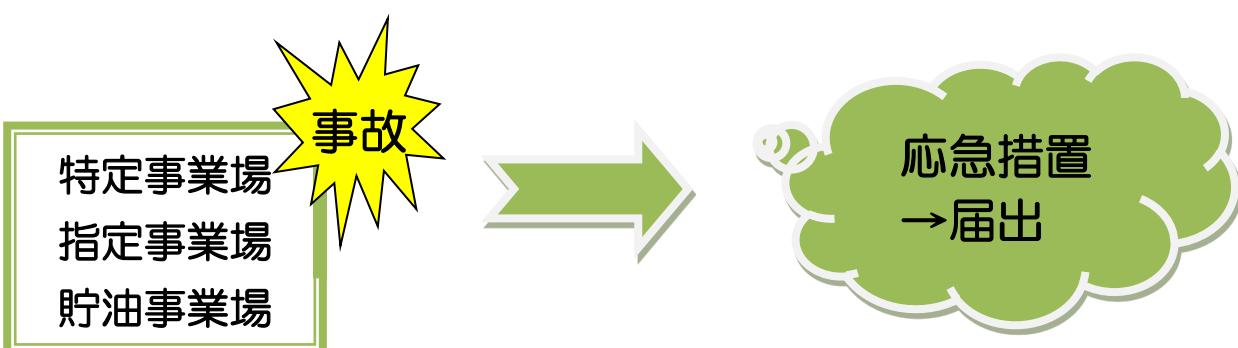
### 用語解説

\*11 【生活環境項目】生活環境を保全するうえで維持することが望ましい項目。具体的には、pH、BOD、COD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質、大腸菌数、全窒素、全燐等の基準値が設定されています。

\*12 【指定事業場】有害物質（4ページの一覧表参照）を貯蔵し、若しくは使用し、又は指定物質（16ページの一覧表参照）を製造・貯蔵・使用若しくは処理する施設を設置する工場又は事業場

## 指定物質一覧

1 ホルムアルデヒド	21 硫酸ジメチル	41 アラニカルブ
2 ヒドラジン	22 クロルピクリン	42 クロルデン
3 ヒドロキシルアミン	23 ジクロルボス (DDVP)	43 臭素
4 過酸化水素	24 オキシテプロホス (ESP)	44 アルミニウム 及びその化合物
5 塩化水素	25 トルエン	45 ニッケル 及びその化合物
6 水酸化ナトリウム	26 エピクロロヒドリン	46 モリブデン 及びその化合物
7 アクリロニトリル	27 スチレン	47 アンチモン 及びその化合物
8 水酸化カリウム	28 キシレン	48 塩素酸及びその塩
9 アクリルアミド	29 パラ-ジクロロベンゼン	49 臭素酸及びその塩
10 アクリル酸	30 フェノブカルブ (BPMC)	50 クロム及びその化合物 (六価クロム化合物を除く)
11 次亜塩素酸ナトリウム	31 プロピザミド	51 マンガン及びその化合物
12 二硫化炭素	32 クロロタロニル (TPN)	52 鉄及びその化合物
13 酢酸エチル	33 フェニトロチオン (MEP)	53 銅及びその化合物
14 MTBE	34 イプロベンホス (IBP)	54 亜鉛及びその化合物
15 硫酸	35 イソプロチオラン	55 フェノール類及びその塩類
16 ホスゲン	36 ダイアジノン	56 ヘキサメチレンテトラミン
17 1,2-ジクロロプロパン	37 イソキサチオン	57 アニリン
18 クロルスルホン酸	38 クロルニトロフェン (CNP)	58 PFOA (ペルフルオロオクタン酸) 及びその塩
19 塩化チオニル	39 クロルピリホス	59 PFOS (ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)) 及びその塩
20 クロロホルム	40 フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)	60 直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩



排水基準の適用を受ける事業場が排水基準に適合しない排水を排出した場合や、各種の届出をしない又は虚偽の届出をした場合、又は60日間の工事の実施制限期間前に着工した場合などに罰則があります。

根拠条文	適用	罰則
第30条	計画変更命令、改善命令、地下水浄化措置命令に違反した場合	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
第31条	○排水基準に違反した場合 ○緊急時等の措置命令に違反した場合	6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金 ただし、過失により排水基準違反を犯した場合は3か月以下の禁錮又は30万円以下の罰金
第32条	特定施設・有害物質貯蔵指定施設の設置届出、構造等の変更届出をしない又は虚偽の届出をした場合	3か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
第33条	○特定施設・有害物質貯蔵指定施設の使用届出をしない又は虚偽の届出をした場合 ○工事の実施制限期間の規定に違反した場合 ○排出水の汚染状態の測定等の規定に違反して記録しない又は虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった場合 ○第22条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合	30万円以下の罰金
第34条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し第30条～第33条の違反行為をした場合	その法人又は人に対して各本条の罰金刑
第35条	氏名等の変更届出、特定施設・有害物質貯蔵指定施設の使用廃止届出、承継届出をしない又は虚偽の届出をした場合	10万円以下の過料

## 特定施設一覧表

1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 選鉱施設 (ロ) 選炭施設 (ハ) 坑水中和沈でん施設 (ニ) 掘削用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 豚房施設 (豚房の総面積が 50 m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。) (ロ) 牛房施設 (牛房の総面積が 200 m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。) (ハ) 馬房施設 (馬房の総面積が 500 m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。)
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (洗びん施設を含む。) (ハ) 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水産動物原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 脱水施設 (ニ) ろ過施設 (ホ) 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 圧搾施設 (ニ) 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 湯煮施設 (ニ) 濃縮施設 (ホ) 精製施設 (ヘ) ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (流送施設を含む。) (ハ) ろ過施設 (ニ) 分離施設 (ホ) 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (洗びん施設を含む。) (ハ) 榨汁施設 (ニ) ろ過施設 (ホ) 湯煮施設 (ヘ) 蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 圧搾施設 (ニ) 真空濃縮施設 (ホ) 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 圧搾施設 (ニ) 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料浸せき施設 (ロ) 洗浄施設 (流送施設を含む。) (ハ) 分離施設 (ニ) 渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) 精製施設
16	麵類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 湯煮施設 (ハ) 洗浄施設

18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水洗式脱臭施設 (ロ) 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) まゆ湯煮施設 (ロ) 副蚕処理施設 (ハ) 原料浸せき施設 (ニ) 精練機及び精練そう (ホ) シルケット機 (ヘ) 漂白機及び漂白そう (ト) 染色施設 (チ) 薬液浸透施設 (リ) のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗毛施設 (ロ) 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 湿式紡糸施設 (ロ) リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 (ハ) 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 湿式バーカー (ロ) 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 湿式バーカー (ロ) 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料浸せき施設 (ロ) 湿式バーカー (ハ) 碎木機 (ニ) 蒸解施設 (ホ) 蒸解廃液濃縮施設 (ヘ) チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 (ト) 漂白施設 (チ) 抄紙施設 (抄造施設を含む。) (リ) セロハン製膜施設 (ヌ) 湿式繊維板成型施設 (ル) 廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 自動式フィルム現像洗浄施設 (ロ) 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 分離施設 (ハ) 水洗式破碎施設 (ニ) 廃ガス洗浄施設 (ホ) 湿式集じん施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗浄施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 (ニ) 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 遠心分離機 (ハ) 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 (ニ) 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 (ホ) 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 (ヘ) 青酸製造施設のうち、反応施設 (ト) よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 (チ) 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 (リ) バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 (ヌ) 廃ガス洗浄施設 (ル) 湿式集じん施設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 湿式アセチレンガス発生施設 (ロ) 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 (ハ) ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 (ニ) アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 (ホ) 塩化ビニルモノマー洗浄施設 (ヘ) クロロプレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) ベンゼン類硫酸洗浄施設 (ロ) 静置分離器 (ハ) タール酸ソーダ硫酸分解施設

30	<b>発酵工業</b> （第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 蒸留施設 (ハ) 遠心分離機 (ニ) ろ過施設
31	<b>メタン誘導品製造業</b> の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 (ロ) ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 (ハ) フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	<b>有機顔料又は合成染料の製造業</b> の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 (ハ) 遠心分離機 (ニ) 廃ガス洗浄施設
33	<b>合成樹脂製造業</b> の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 縮合反応施設 (ロ) 水洗施設 (ハ) 遠心分離機 (ニ) 静置分離器 (ホ) 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 (ヘ) ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 (ト) 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 (チ) ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 (リ) 廃ガス洗浄施設 (ヌ) 湿式集じん施設
34	<b>合成ゴム製造業</b> の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 脱水施設 (ハ) 水洗施設 (ニ) ラテックス濃縮施設 (ホ) スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	<b>有機ゴム薬品製造業</b> の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 蒸留施設 (ロ) 分離施設 (ハ) 廃ガス洗浄施設
36	<b>合成洗剤製造業</b> の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 廃酸分離施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設 (ハ) 湿式集じん施設
37	<b>前6号に掲げる事業以外の石油化学工業</b> （石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗浄施設 (ロ) 分離施設 (ハ) ろ過施設 (ニ) アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 (ホ) アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 (ヘ) アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 (ト) イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 (チ) エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 (リ) 2-エチルヘキシルアルコール及びイソブチルアルコールの製造施設のうち縮合反応施設及び蒸留施設 (ヌ) シクロヘキサン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 (ル) トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 (ヲ) ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 (ワ) プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 (カ) メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 (ヨ) メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 (タ) 廃ガス洗浄施設
38	<b>石けん製造業</b> の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料精製施設 (ロ) 塩析施設
38の2	<b>界面活性剤製造業</b> の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
39	<b>硬化油製造業</b> の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 脱酸施設 (ロ) 脱臭施設
40	<b>脂肪酸製造業</b> の用に供する蒸留施設

41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗浄施設 (ロ) 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 石灰づけ施設 (ハ) 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水洗施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 (ニ) 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 動物原料処理施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) 分離施設 (ニ) 混合施設 (第2条各号に掲げる物質※を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) (ホ) 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第2条各号に掲げる物質※を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業 (潤滑油再生業を含む。) の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 脱塩施設 (ロ) 原油常圧蒸留施設 (ハ) 脱硫施設 (ニ) 振発油、灯油又は軽油の洗浄施設 (ホ) 潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業 (防振ゴム製造業を除く。)、更正タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗浄施設 (ロ) 石灰づけ施設 (ハ) タンニンづけ施設 (ニ) クロム浴施設 (ホ) 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 研磨洗浄施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 抄造施設 (ロ) 成型機 (ハ) 水養生施設 (蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料 (うわ薬原料を含む。) の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水洗式破碎施設 (ロ) 水洗式分別施設 (ハ) 酸処理施設 (ニ) 脱水施設
59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水洗式破碎施設 (ロ) 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) タール及びガス液分離施設 (ロ) ガス冷却洗浄施設 (ハ) 圧延施設 (ニ) 焼入れ施設 (ホ) 湿式集じん施設

※水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質 (4ページ有害物質参照)

62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 還元そう (ロ) 電解施設 (溶融塩電解施設を除く。) (ハ) 焼入れ施設 (ニ) 水銀精製施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設 (ヘ) 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業 (武器製造業を含む。) の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 焼入れ施設 (ロ) 電解式洗浄施設 (ハ) カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 (ニ) 水銀精製施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業及びコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) タール及びガス液分離施設 (ロ) ガス冷却洗浄施設 (脱硫化水素施設を含む。)
64の2	水道施設 (水道法 (昭和 32 年法律第 177 号) 第 3 条第 8 項に規定するものをいう。) 、工業用水道施設 (工業用水道事業法 (昭和 33 年法律第 84 号) 第 2 条第 6 項に規定するものをいう。) 又は自家用工業用水道 (同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。) の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの (これらの浄水能力が 1 日当たり 10,000 m <sup>3</sup> 未満の事業場に係るものを除く。) (イ) 沈でん施設 (ロ) ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66の2	エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサンの混合施設 (前各号に該当するものを除く。)
66の3	旅館業 (旅館業法 (昭和 23 年法律第 138 号) 第 2 条第 1 項に規定するもの (住宅宿泊事業法 (平成 29 年法律第 65 号) 第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第 2 条第 4 項に規定する下宿営業を除く。) をいう。) の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) ちゅう房施設 (ロ) 洗濯施設 (ハ) 入浴施設
66の4	共同調理場 (学校給食法 (昭和 29 年法律第 160 号) 第 6 条に規定する施設をいう。以下同じ。) に設置されるちゅう房施設 (業務の用に供する部分の総床面積 (以下単に「 <u>総床面積</u> 」※という。) が 500 m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。)
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 ( <u>総床面積</u> ※が 360 m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。)
66の6	飲食店 (次号及び第 66 号の 8 に掲げるものを除く。) に設置されるちゅう房施設 ( <u>総床面積</u> ※が 420 m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。)
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店 (次号に掲げるものを除く。) に設置されるちゅう房施設 ( <u>総床面積</u> ※が 630 m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。)
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設 ( <u>総床面積</u> ※が 1,500 m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。)
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院 (医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。) で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの (イ) ちゅう房施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設

※総床面積の算定には、ちゅう房、客席、従業員の更衣室、倉庫などを含みますが、従業員等の住居、屋内駐車場、床面積に当たらないガーデン席、テラス席等の屋外客席などは算入しません。また、廊下、洗面所等を他の事業場と共に用する場合、その部分は按分して算定します。(昭和 63 年 9 月 8 日 環水規第 218 号)

69の2	<b>卸売市場</b> （卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものと除く。） (イ) 卸売場 (ロ) 仲卸売場
70	<b>廃油処理施設</b> （海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）
70の2	<b>自動車特定整備事業</b> （道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
71	<b>自動式車両洗浄施設</b>
71の2	<b>科学技術</b> （人文科学のみに係るものと除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令※で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 洗浄施設 (ロ) 焼入れ施設 ※環境省令で定める事業場とは次に掲げるもの 1. 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものと除く。） 2. 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものと除く。） 3. 学術研究（人文科学のみに係るものと除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案、若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。） 4. 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5. 保健所 6. 検疫所 7. 動物検疫所 8. 植物防疫所 9. 家畜保健衛生所 10. 検査業に属する事業場 11. 商品検査業に属する事業場 12. 臨床検査業に属する事業場 13. 犯罪鑑識施設
71の3	<b>一般廃棄物処理施設</b> （廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設
71の4	<b>産業廃棄物処理施設</b> （廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの (イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの (ロ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
72	<b>し尿処理施設</b> （建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
73	<b>下水道終末処理施設</b>
74	<b>特定事業場から排出される水</b> （公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）
指定地域特定施設	<b>指定地域内し尿処理施設</b> （建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下に限る。）



みなとみらい線 「馬車道駅」 1C出入口直結

JR・市営地下鉄「桜木町駅」 徒歩3分

月曜日～金曜日 8:45～17:15

※祝日・休日・12月29日から1月3日を除く



**横浜市みどり環境局水・土壤環境課**  
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10  
(市庁舎27階)

TEL:045(671)2489

FAX:045(671)2809

MAIL:mk-mizu@city.yokohama.lg.jp

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/suishitsu/>